

令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録目次

第1号 (6月22日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員(10人)	1
欠席議員(なし)	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議員の派遣について	3
報告第2号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書	3
一般質問	4
6番 中山 真由美議員	
質問内容 1 ごみ処理施設における危機管理について	4
3番 福森 真司議員	
質問内容 1 ごみ焼却施設の現状と今後について	9
閉 会	12
署名議員	13

令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録

議事日程

令和4年6月22日（水）午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 会期の決定
- 第2 議員の派遣について
- 第3 報告第2号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書
- 第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第4 議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	中村英仁	2番	野々山静香
3番	福森真司	4番	風間正子
5番	阿蘇佳一	6番	中山真由美
7番	相馬欣行	8番	大山学
9番	小沼富夫	10番	高橋文雄

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 長 環 境 産 業 部	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 長 經 済 環 境 部	石 田 康 弘
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 部 策 長 環 境 産 業 部 環 境 資 源 対 策 課	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓	伊 勢 原 市 部 兼 長 經 済 環 境 事 業 課	大 町 徹
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋	環 境 美 化 セ ン タ ー 所 長	
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
1 施 設 化 推 進 担 当 課 長	吉 江 正 範		
専 任 技 幹	吉 野 広 幸		
(工場) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	吉 田 浩 成
課 長 代 理 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 査	岩 田 和 剛

午前 9時56分 開 会

○高橋文雄議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○高橋文雄議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において野々山静香議員、福森真司議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○高橋文雄議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議員の派遣について

○高橋文雄議長 次に、日程第2 「議員の派遣について」を議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第97条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元にお配りいたしましたとおり実施することに決定いたしました。

日程第3 報告第2号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越 計算書

○高橋文雄議長 次に、日程第3 「報告第2号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」についてを議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました「報告第2号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」について御説明いたします。

本件は、令和3年度から令和5年度までの3か年継続事業として実施している、伊勢原清掃工場経費施設維持管理費について、令和3年度の執行残額の582万5,000円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○高橋文雄議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 質疑なしと認めます。

日程第4 一般質問

○高橋文雄議長 次に、日程第4 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い質問を行います。

中山真由美議員。

〔中山真由美議員登壇〕

○6番中山真由美議員 伊勢原市選出の中山真由美です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、ごみ処理施設における危機管理について。昨年11月、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会にて本組合施設の視察を行いました。はだのクリーンセンターの稼働状況及び伊勢原清掃工場の老朽化が進んでいることや、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立ての現状を確認させていただく等、施設を視察する中で施設の安全対策についても説明がありましたが、さらに詳しく伺うため質問いたします。

まず、1点目、各施設の災害対策について伺います。これから台風や大雨などが多くなる時期でもあり、6月19日には石川県珠洲市で震度6弱の地震が発生し、現在も余震が起こっております。さらに、全国各地で地震も頻繁に起こっております。はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場や栗原一般廃棄物最終処分場は急傾斜地にあり、土砂災害警戒区域内にあるため、災害リスクの高い場所に施設があると考えますが、どのような安全対策を行っているのか、現状と課題について伺います。

2点目、各施設の安定稼働を継続するための対策について伺います。日頃から、業務がスムーズに行われるように点検を実施していると考えますが、先日、はだのクリーンセンターにおいて、急遽1号炉を稼働停止したとの報告がありました。5月1日から5月6日に修繕を行い、5月8日からごみ焼却を再開しているとのことですが、この原因及び現状について伺います。

また、このような突発的な故障の発生リスクを抑えるため、各施設でどのような点検を行っているのかについても伺います。

以上、演壇からの質問とし、二次質問からは質問者席にて行います。

〔中山真由美議員降壇〕

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 おはようございます。中山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、土砂災害の危険性を踏まえた、本組合のごみ処理施設における安全対策の現状と課題について御説明をいたします。

御質問のとおり、本組合のごみ処理施設が立地する区域は、いずれも建設後とはなりますが、神奈川県から土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されています。

また、イエローゾーンの中には土砂災害が発生した場合、建築物や住民の生命等に著しい危害が生じるおそれのある区域として指定された土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンも存在しております。

各施設の現況を申し上げますと、まず、はだのクリーンセンターの敷地南側から東側にかけては、傾斜度が30度以上の急な斜面が広がっていることから、法令で定義づけられた急傾斜地に分類されています。そのため、同施設を含む斜面に近接した区域は、ハザードマップ上、急傾斜地の崩壊に係るイエローゾーンに指定されており、斜面の一部はレッドゾーンとなっています。加えて、東南方向に溪流が存在し、施設はその下流側に立地しているため、土石流のおそれがあるイエローゾーンにも指定されています。このうち傾斜地の崩壊については、同施設の設計段階で現地踏査やボーリング調査に基づく周辺斜面の安定計算を実施しています。その結果、崩壊の危険性が低く、十分に安定性を有した地盤の斜面であると確認できたことから、施工業者とも協議した上で、斜面の補強等は実施しないことになった経緯がございます。

なお、土石流については、イエローゾーンの指定のみであるため、災害が発生した場合、敷地内へ土砂が流入する可能性はありますが、施設等に大きな損傷は生じないものと想定しています。

また、伊勢原清掃工場については、山の中腹に立地し、敷地の北西側に広がる斜面を中心とした急傾斜地の崩壊に係るイエローゾーンが指定されております。加えて、90トン焼却施設及び粗大ごみ処理施設の斜面に近接している建屋の側面は、レッドゾーンにも含まれています。こうした工場の施設等に接する斜面には、昭和60年度に竣工した90トン焼却施設の建設工事や平成13年度に実施した対策工事により、コンクリート造りの擁壁を設置しており、イエローゾーン等に指定される前から崩壊を防ぐための対策を講じております。

最後に、栗原一般廃棄物最終処分場は山間部に立地し、切土造成した埋立地の外周に沿うような形状で、急傾斜地の崩壊に係るイエローゾーン及びレッドゾーンが指定されています。一方で、実際に埋立て作業を行っているエリアや最下段に立地する浸出水の処理施設は、どちらの区域にも含まれて

いません。そのため、災害発生のリスクが低いと考えられることから、特別な対策工事等は実施しておりません。

次に、課題についてですが、土砂災害は予見し難く、また一たび起こると甚大な被害につながる可能性もあるところ、周辺の民有地を含めた全ての危険な箇所に対し、ハード面での工事等を施すことは大変難しい状況にあります。現実的に本組合の施設でも、完全に対策を図ることができているとは言い切れない側面がございます。したがって、土砂災害を起り得るものとして捉えた上で、日頃から安全な避難経路を施設管理に関わる職員へ周知徹底するなど、ソフト面での対策を充実化しておくことが危機管理上、重要であると考えております。

以上の点を踏まえ、本組合では引き続き、施設内外の危険箇所等に関する情報収集に努めるとともに、効果的な教育、訓練の方法等について検討を進めてまいります。

続きまして、本年4月28日に起きたはだのクリーンセンターにおける焼却炉の緊急停止について、原因及び現状を御説明します。今回、同施設の1号炉が緊急停止に至った原因は、端的に申し上げますと、設備の経年劣化にあると言えます。具体的には、熱回収を行うためボイラー設備内の加熱器に張り巡らせている蒸発管の一部に、数センチ程度の破孔と呼ばれる穴が空いたことによるものです。

この蒸発管は、直径約38ミリ、厚さ5ミリの配管で、縦横積み重なるような形状で配置されており、ボイラー1基当たり1,000本以上存在します。中でも、損傷が生じた箇所は直接目視できず、また人の手の届かない位置にあるため、定期検査においても超音波測定等による劣化状況の把握が容易ではありません。同種配管の中でも、最も強い負荷がかかる箇所の点検結果を基に劣化の程度を予測していたものの、想定以上に摩耗しており、損傷に至ったと分析しております。

その後、緊急で修繕を実施し、5月8日に稼働を再開いたしました。当該箇所の部品は特注扱いとなり、加工、調達に時間を要します。そのため、現時点では当面の安定稼働を可能としつつ、早期復旧を優先した対応としていることから、部品調達ができ次第、適切な時期に新品交換などの抜本的な修繕を実施してまいります。

また、現在、6月下旬頃までを目途に、焼却炉の稼働停止を伴う定期修繕を実施しておりますので、この修繕に合わせて今回の緊急停止に関連した設備を1号炉、2号炉共に総点検しております。

続きまして、こうした突発的な故障の発生リスクを抑えるために各施設で実施している点検について御説明いたします。まず、はだのクリーンセンターは施設の維持管理全般を長期包括運営業務委託しておりますので、日常点検は委託事業者が設備ごとの詳細なチェック項目に沿って実施し、本組合は、その指導、監督を行っています。

また、定期修繕期間中の焼却炉が停止している間は、本組合の技術職員による立会いの下、炉の内部点検を実施し、部品の劣化状況等を確認しています。

次に、伊勢原清掃工場について、90トン焼却施設は本組合の技能労務職員が、また粗大ごみ処理施設は委託事業者が運転管理を行っており、それぞれ機器設備の日常点検を実施しています。定期修繕

の際には、プラントメーカー等による内部点検に本組合も立会い、施設ごとに作成した維持管理計画を基に、次回の修繕に反映できるよう劣化状況等を確認しています。

さらに、ただいま申し上げた3つの施設では、3年に1度の頻度で法令に基づく精密機能検査を実施し、施設の機能保全に向け、機器設備の現況や損耗の程度等を詳細に点検しています。

最後に、栗原一般廃棄物最終処分場では、焼却灰の埋立てから浸出水処理施設の運転管理まで、維持管理全般を委託しています。この委託事業者により、機器設備の日常点検や総合的な年次点検を実施しているものです。

本組合では、今後も各施設の委託事業者と連携しつつ、経年劣化等を踏まえた綿密な点検を重ね、事故や故障等の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、二次質問を行います。

各施設における土砂災害のリスクを踏まえた安全対策や、日常的な点検の状況は理解しました。

次に、災害対策と安定稼働の両面からお伺いします。豪雨や大規模地震等の自然災害が起きた際には、インフラ設備の損傷により、施設の安定稼働に支障が生じる可能性があります。中でも稼働に多量の電力を消費する焼却施設においては、停電の影響が大きいのではないかと推察します。

そこで、外部からの電力供給が遮断された場合、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90トン焼却施設ではどのような対応を図るのか、お伺いします。

また、電力の復旧までに長期間を要した場合、ごみ処理も長期にわたり中断せざるを得ないと考えますが、そのような状況における対応も併せてお伺いします。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

外部からの電力供給が遮断された場合の焼却施設における対応について御説明します。まず、発電設備を有するはだのクリーンセンターは、通常時の稼働に必要な電力を自家発電で賄っていますが、突発的な停電が発生しますと、急激な電圧低下により機器設備に強い負荷がかかるため、稼働を継続できなくなります。こうした場合は、自動的に作動する非常用発電機の電力を用いて焼却炉の立ち下げを行い、電力復旧後に機器類の点検、調整を実施してから立ち上げを行うこととなります。

なお、事前に外部からの電気系統を切り離す自立運転を実施しておくことで、停電の影響を完全に回避できるため、気象予報に基づき台風や落雷等の発生を予測できている場合は、そのような対応を図っております。

一方、伊勢原清掃工場90トン焼却施設は発電設備を有しておらず、外部からの電力供給により稼働しています。そのため、停電が発生し、すぐに電力供給が再開されない場合は、はだのクリーンセンターと同じく非常用発電機の電力を用いて焼却炉を立ち下げ、復旧を待ってから立ち上げを行います。

次に、電力の復旧に長期間を要する場合の対応については、まず本組合の焼却施設間で搬入調整を実施しますが、いずれの施設も停電している状況下では、災害の影響を受けていない他自治体に受入れしていただけるよう、広域的な調整を進めることになると考えています。

なお、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震を例とした総務省の調査によると、いずれの震災においても7日間程度で電力が復旧したとのことでした。そのため、大規模な災害が発生した場合でも、停電に伴う施設の稼働停止期間は長期化せず、復旧できる可能性が高いと想定しております。

以上です。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、再度質問いたします。

電力供給が遮断された場合の対応等については理解しました。今後も土砂災害を含め、自然災害に対する備えの強化をお願いします。

最後になりますが、一次質問でお伺いしたはだのクリーンセンターの緊急停止については、端的に言うと設備の経年劣化が原因とのことでした。同施設が平成25年に竣工してから本年で10年目を迎えたところかと思えますので、稼働年数を重ねていくにつれ、今回のような故障の発生リスクが徐々に高まると想像いたします。故障や事故の発生に備え、委託事業者と共に日々の点検に取り組まれていることは、先ほどの御答弁で理解しましたが、将来にわたり安定稼働を継続するため、今後どのように修繕整備計画を組み立てるのかお伺いします。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

はだのクリーンセンターでは、発電設備を有していることから、電気事業法に基づく安全管理審査制度にのっとった定期検査が義務付けられており、検査時期に合わせてボイラーは2年ごとに、タービンは4年ごとに大規模な修繕整備を行います。この検査は、国の登録審査機関によって行われますが、良好な評定を得られなければ稼働を続けることが認められません。そのため、経済産業省令で定められた技術基準への適合性等を踏まえ、毎年の修繕内容を精査しています。

こうした法令面での対応に加え、機器設備の現況や故障の発生リスク、さらには経済性も考慮した内容となるよう、施設全体の修繕整備計画を組み立てておりますが、その際には、本組合の技術職員と委託事業者が綿密に協議し、多角的な観点から検討を行う必要があります。

したがって、将来にわたり適切な維持管理を図る上では、豊富な知識と経験を有する職員の存在が不可欠と言えることから、本組合では引き続き、人材育成の強化に努めつつ、安全安心な施設運営を継続してまいります。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 御答弁ありがとうございました。

今回の一般質問は、ごみ処理施設における危機管理について、1点目、各施設の災害対策について、2点目、各施設の安定稼働を継続するための対策について質問いたしました。

御答弁では、現在、できる限りの災害対策及び安定稼働対策を行っておりますとともに、故障の発生リスクと経済面も含めた施設全体の修繕整備計画を組み立てていくとのことですが、災害対策において、これで十分だと言えることはありませんし、最少の費用で最大の効果を実現するためにも、さらなる職員の人材育成を行っていただき、ごみ処理施設の安定的な稼働を継続するための取組を進めていかれるよう要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋文雄議長 以上で中山真由美議員の一般質問を終わります。

福森真司議員。

[福森真司議員登壇]

○3番福森真司議員 秦野市選出の福森真司です。ただいま高橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

ごみ焼却施設の現状と今後について。本組合のごみ処理施設に係る重大な転換点とも言える、1施設体制化に関連した事項を中心に、お伺いをさせていただきます。本年3月に改定されました、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画等におきまして、令和5年度末までに伊勢原清掃工場90トン焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設体制へ移行する方針が示されました。改定前の計画に比べ、移行時期を2か年早めることができましたのは、両市民の御協力をはじめ、秦野、伊勢原両市及び本組合の連携により、ごみの減量に向けた取組をされてきたからであると感じており、関係各所に感謝を申し上げるところでございます。

一方、令和5年度末までに残された期間が僅かとも言える状況にありますので、さらなる減量、資源化を推進していかなくてはなりません。こうした中、過去の組合議会における執行部からの御答弁や議員連絡会で受けました報告によりますと、1施設体制化に当たっては、本組合で実際に焼却処理を行う総量となる焼却対象量が重要な指標になるとのことでもございました。

そこで、まずは焼却対象量の実績と、その傾向に対する見解についてお伺いをさせていただきます。

二次質問以降につきましては、質問者席で行わせていただきます。

[福森真司議員降壇]

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 福森議員の御質問にお答えをいたします。

御質問のとおり、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化に向けては、両市から搬入された可燃ごみに加え、資源化に適さないと判断された繊維類や可燃性粗大ごみ等を含む焼却対象量が重要な指標となります。具体的には、はだのクリーンセンターの年間処理上限量である5万6,000トン以下まで削減を進めることが求められています。

こうした指標を踏まえ、両市と焼却対象量の削減に取り組んでいる中、令和3年度の実績は、前年

度比約1,700トン減の約5万7,800トンでありました。内訳別に申し上げますと、まず可燃ごみ搬入量については、両市の施策効果等により、前年度比約1,400トン減の約5万6,800トンとなりました。また、可燃性粗大ごみ等は、不燃・粗大ごみ搬入量の減少などにより、前年度比約300トン減の約1,000トンとなっています。

ただいま申し上げましたとおり、前年度に比べると焼却対象量の削減が進んでいる状況にはありませんが、近年のごみ量の推移は、新型コロナウイルスまん延の影響を色濃く受けているものと推察しています。御説明いたしますと、家庭系の可燃ごみや不燃・粗大ごみは、令和元年度から令和2年度にかけ増加しましたが、令和3年度は減少に転じました。一方、事業系の可燃ごみは令和2年度に大きく減少し、令和元年度までの水準に戻ることなく、ほぼ横ばい状態となっています。これらは、いずれも緊急事態宣言等による在宅時間の増加や経済活動の停滞等、コロナ禍の影響と考えられることから、今後の感染状況次第では、ごみ量の傾向に再び動きが見られる可能性があります。

したがいまして、1施設体制への円滑な移行を図るためには、情勢の変化を小まめに分析しつつ、引き続き、両市と共に積極的な減量・資源化施策を推し進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。

焼却対象量の傾向につきましては、御理解をさせていただいたところでございます。今後も、コロナ禍の状況次第で、ごみ量の傾向が変化する可能性もあるとのことでございますので、情勢に合わせた中で的確な対応をお願いさせていただきたいと思っております。

さて、焼却対象量を5万6,000トン以下まで削減することが1施設体制化の必須条件とされている中で、本年3月の組合議会第1回定例会におけます令和4年度予算に係る質疑等で、組合としても削減施策を実施する旨の御説明がございました。改めてこの施策の内容を確認させていただくとともに、現在の実施状況をお伺いさせていただきます。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

両市と共に改定した秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画における最新のごみ量推計では、令和6年度以降、焼却対象量が5万6,000トン以下の水準になると見込んでおりますが、この推計値を達成するため、両市の減量・資源化施策に加え、本組合も焼却対象量の削減施策を実施することとしています。

まず、この施策内容は、令和6年度から令和7年度までの2か年に限り、はだのクリーンセンター1施設で処理可能な量を超える分の焼却対象量について、圏域外に所在する民間施設で資源化処理するものです。搬出対象となるごみは、資源化に適さない繊維類及び可燃性粗大ごみとなり、令和8年度以降は、この施策を実施せずとも支障のない水準まで減量が進むと見込んでいます。

次に、現在の実施状況については、昨年度、搬出先の施設やその所在自治体と事前協議を行い、受入れに対する御理解をいただいております。また、令和6年度から施策を円滑に実施できるよう、今年度と来年度にそれぞれ1か月程度、少量の試験的な搬出を行い、搬出時における課題の抽出や対応策を検討いたします。

しかしながら、ただいま御説明しました焼却対象量の削減施策は、あくまでも令和6年度から1施設体制へ移行することを念頭に置いた時限的な措置にすぎません。将来にわたり安定的なごみ処理を継続するためには、両市から発生するごみ量自体を減らすことが大前提となります。本組合では、さらなるごみ減量に向けた取組として、来月7月に開催する予定の公募型施設見学会、夏のクリセンプェスタ等、あらゆる機会を捉え、積極的な周知啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋文雄議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございます。

両市の減量が進むまでの間でございますけれども、組合における焼却対象量の削減施策の実施をされるということでございますので、試験搬出から得られる知見を生かしていただき、事前準備を万全にさせていただきよう、よろしく願いいたします。

また、市民の皆様の減量意識をより高めるためには、御説明にもございましたクリセンプェスタなど、楽しみながら学べる機会を設けることが非常に効果的と考えております。ぜひ、より多くの方に興味を持っていただけるよう企画内容を工夫していただき、お集まりいただく来場者の皆様にとって有意義なイベントになることを期待させていただきます。

最後の質問となりますが、現在は、伊勢原清掃工場90トン焼却施設を含めた2施設体制であることから、これは仮にでございますが、片方の施設で事故や設備トラブル等が発生した場合でも、今は相互補完ができる状態にあると思っておりますが、令和6年度以降につきましては、はだのクリーンセンターのみとなった場合、現実的に本組合単独では対処が困難になるのではないかと心配をするところがございます。こうした事態において、ごみ処理を継続するために、本組合ではどのような対応を図られるのか、お伺いをさせていただきます。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問のとおり1施設体制へ移行後、はだのクリーンセンターにおいて予期せぬ事態が発生し、稼働停止に至った場合、本組合単独では安定処理の継続が困難になります。こうした事態に備え、神奈川県湘南地域県政総合センター管内の5市3町と本組合、具体的には両市のほか平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町となりますが、こちらの団体間で相互援助協定を締結しております。

協定の内容は、不測の事故や故障に加え、修繕整備等を伴う一時的な処理能力の低下や、自然災害等により単独処理ができない場合、各団体の所有するごみ処理施設や資機材、職員等の相互援助を行

うことについて取り決めているものでございます。

なお、実際に援助を要請する際は、協定の定めに従い、受託可能な団体に対し、直接協議を行うことになっております。緊急時においては、両市と調整した上、ただいま申し上げました近隣自治体との協力体制を最大限活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、喫緊の課題でありますごみの減量は、両市の取組によって効果が出ております。ぜひ組合としましても、両市に負けないぐらい独自の取組を研究していただきながら、ごみの減量に努めていただきますことをお願いさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○高橋文雄議長 以上で福森真司議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○高橋文雄議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 高 橋 文 雄

会議録署名議員 野々山 静 香

会議録署名議員 福 森 真 司